

令和2年

行方市農業委員会

第8回総会会議録

(令和2年8月26日)

令和2年8月26日 行方市農業委員会第8回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第64号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第65号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第66号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第67号	農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第68号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第69号	現況証明願について
議案第70号	遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第71号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第72号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第36号	制限除外の農地の移動届の受理について
報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第38号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第39号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	7番 風間 啓次	8番 根本 正義
9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦	11番 椎名 勇
12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英	14番 根崎 和枝
15番 方波見 弘子	16番 原 文夫	17番 清水 量
19番 山野 貴司		

3 本日の欠席委員

6番 中城 かおり	18番 横山 司
-----------	----------

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時00分

(会長挨拶)

事務局

皆さん、大変お疲れさまでございます。
暑い中、どうもありがとうございます。
ただいまより令和2年行方市農業委員会第8回総会を開会させていただきます。
総会議事日程第2、会長挨拶。
清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 改めまして、こんにちは。
連日の暑さで大変お疲れのところ、8回の総会ということでお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。
それで、コロナウイルスの影響ということで、普通であれば夏祭り、秋祭りということでいろんな祭りが行われて、皆さんでにぎやかに集まってお話をするというようなことがあるわけなんでございますが、今年は例年と違う夏、秋ということで、そういうこともほとんどが中止ということなんです。本当に例年とは違うという年になっております。
ですが、農業のほうはいつもと変わらずに収穫作業をしていかないとまた生活に影響が出るということでございますから、これまでも、今まで非常に体調には気をつけながら収穫作業、農作業に精を出していただきたいと、このように思います。
こういう時期でございますから、なるべく時間もかけずにスムーズに進めてまいりたいと、このように思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。総会前のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。
別紙8月行事経過報告により説明いたします。ご覧いただきたいと思います。
7月28日、農地パトロールなんですけれども、7月28、29、30、31日と農地パトロールを行いました。
7月28日が、武田、要地区、29日が津澄、要地区、7月30日が玉川、手賀地区、玉造地区、31日が新原、立花地区の農地パトロールを担当農業委員、担当推進委員、事務局で行いました。
8月5日、行方地域協議会の理事会、北浦庁舎におきまして行いました。清水会長と高塚代理、事務局で参加しております。
8月7日、農業者年金加入促進の戸別訪問、北浦地区の戸別訪問を原農地部会長代理と本澤推進委員と事務局で行っております。
また、8月26日、本日ですけれども、総会前に農地部会を清水会長と高塚代理、農地部会員と事務局で行いました。
また、第8回総会というのは本日の総会でございます。
以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長として議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(資格審査報告)

議 長 それでは、規則に従って議長役を務めさせていただきます。
ただいまの出席委員は16名、欠席委員は2名ということでございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
19番山野貴司委員 1番平塚実委員

(書記の選出)

議 長 総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命します。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

(議案の審議)

議 長 それでは、早速議案の審議に入ります。

(議案第64号)

議 長 議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第64号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、事務局説明は割愛をさせていただいて、早速審議に入らせていただきます。
1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、原です。1項の調査の報告をいたします。
譲受人は、市内内宿に在住し、農業をしている72歳の方であります。水稻、チンゲンサイ、小麦等を142㎡ほど耕作しております。渡人は、茨城町に在住する相続財産管理人に選任された司法書士の方でございます。申請事由は、当該農地を農業経営拡大のため譲り受けるというものでございます。売買による契約移転であります。農業従事日数も300日と所要要件を満たしており、問題ないものと調査して

議	長	まいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
全	員	調査の結果は問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
全	員	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、椎名です。第2項の調査報告をいたします。 中城委員さんの案件です。代読します。 受人は、市内船子在住71歳、会社役員の男性です。田畑と合わせて6,310㎡耕作しております。渡人は、市内行方在住85歳、農業の男性です。申請事由は、記載のとおり農業経営の安定を図るためです。申請地は距離にして2km、車で3分と近く、区分は売買による所有権の移転です。調査の結果、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。3項の調査の報告をいたします。 譲受人は市内次木に在住し、農業兼自営業の66歳の男性の方であります。田畑合わせて1万2,300㎡ほど耕作しております。譲渡人は、市内小幡に在住する71歳の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大と安定を図るため、売買による所有権の移転をしたいということであります。通作距離も1km、5分ほどで問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、通作距離も1kmで何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、郡司です。第4項の調査報告いたします。 譲受人は、36歳で行方市西蓮寺に在住し、会社役員兼農業の方です。家族で110aで水稻などを営農しております。譲渡人は、62歳で当市井上に在住し、農業の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し経営の安定を図るということです。区分は、売買による所有権移転です。調査の結果、問題のないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものということでございます。審議をお願いいたしま

		す。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第65号)
議	長	議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件 を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明 する(別紙議案書のとおり)。
議 8	長 番	それでは、早速1項の調査員より調査の報告を求めます。 8番、根本です。第1項について調査報告をいたします。なお、本件は吉田委員に 協力をいただき調査してまいりました。 申請人は、市内手賀地区在住、58歳の農業の男性、土地は行戸地区内の農地1, 604㎡のうち624㎡であります。申請事由は、農業倉庫の建築であります。最近、 後継者が新規就農したため、規模拡大と利便性をよくするため、カンショのキ ュアリング倉庫を自宅近くに建築しようと計画したそうです。書類も全てそろって おり、何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願 いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、書類も全てそろっており、許可相当ということでございます。審議 をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第66号)
議	長	議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設置、移転を伴 う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 9	番	19番、山野です。第1項について、小沼委員の協力を得て調査しましたので、ご 報告いたします。 譲受人、行方市内在住37歳の公務員の男性の方でございます。譲渡人について は、借受人と同じく市内小高在住の農業の女性の方でございます。申請事由につい ては、自己用の住宅になります。子供の成長に伴って賃貸アパートでは手狭にな

崎、風間両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。

譲受人の方は、東京都に在住する不動産業を営む法人です。譲渡人の方は、市内羽生に在住する62歳、会社員の男性です。申請事由については、受電送電施設用地及び施設管理用通路・駐車スペース等でございます。区分は、売買での所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受け、送電設備の定期点検を行うに当たり、県道から施設までのスペースとしての利用を計画しているところです。現場は、羽生より北へ300mほどのところです。現況は、譲渡人が長い間耕作できずにいた土地であり、今後とも耕作できないということで休耕地になってございました。必要な書類としては事業計画書、残高証明書等々、整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

（議案第67号）

議長 議案第67号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第67号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。

案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、この件につきましては本日、総会前に農地部会を開催しております。ここで原農地部会長代理より報告を求めます。

16番 16番、原です。横山農地部会長が欠席のため、代わってご報告させていただきます。

1項の案件につきましては、本日午後2時より農地部会を開催し、審議いたしました。最初に現地を確認し、その後、申請内容について市財政課の担当職員から説明を受け、審査いたしました。前回、質問の出た周辺農地への影響ですが、近隣にある農業用ため池の水質検査結果については、検査した30項目全て基準値を下回っており、また廃棄物選別後の成分検査も検査した36項目全て基準値を下回っており、問題ないということでした。また、本年度も作業の進捗状況を見ながら水質検査及び選別検査を予定しているとのことであります。そして、今回、転用期間を延長する理由ですが、昨年度中に実施した入札が不調となり、作業が進まなかったことが要因とのことであります。今年度においては、委託事業者も決定し、予算の範囲内で分別と処分を行っているとのことであります。延長する期間は1年間であ

り、来年度の当初予算で残りの廃棄物処理と農地復元まで行い、来年の10月には終了する工程で計画したところであります。周辺に被害を及ぼさないよう措置を講じること、廃棄物の処分後は確実に農地に復元することを条件に、農地部会としては、部会の委員長は承認相当と判断してまいりました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

1 3 番 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、高塚です。第1項について調査報告をいたします。調査には古渡委員の協力をいただきました。

申請人は、行方市長です。今回の申請は、隣接する市所有地より排出した廃棄物の一次仮置き場として一時転用を許可された期間が10月15日で満了になりますが、まだ排出が終了しておりませんので、期間の延長をお願いするというものであります。

先ほど農地部会長から報告がありましたが、農地部会から報告がありましたが、昨年度中実施された入札が不調となり、作業の工程が遅れたことにより作業を終了できなかったということで、あと1年間延長をお願いしたいということであります。作業終了後は、農地を復元し、するよう指導し、計画変更は承認相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 調査の結果は、計画変更は承認してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

全 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第68号)

議長 議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員長 清水 量。

案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 1項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、根本です。第1項について調査報告をいたします。なお、本件は吉田委員に協力をいただき調査してまいりました。

第1項、借受人は鹿嶋市在住、会社役員の男性、貸渡人は鹿嶋市在住、農業兼会社役員の女性の方です。申請事由は、土採取事業による一時転用、区分は使用貸借の設定であります。本件は、平成30年8月に許可された案件であります。期間内に計画を達成できなかった理由は、当初の想定より山土の販売量が少なかったということであります。そのため、転用期間を2年間延長したいとの申請であります。書

		類も全てそろっており、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、書類もそろっており許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第69号)
議	長	議案第69号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第69号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 長 清水 量。 案件につきましては、第1項から第6項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項ごとに審査します。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力 調査をしてまいりました。 申請人は、行方市麻生、78歳の男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、24年前頃から耕作しておらず、原野化していました。復元するのは困難な状況です。現場は、繁昌出久根 運送倉庫付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。 皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、原野化しており、農地に復元するのは困難であるから非農地証明を 発行してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ござい ませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番の山野です。第2項について、横山、平塚委員の協力を得て調査をしました ので、ご報告をいたします。 申請人、年齢は62歳、市内石神在住、農家の男性の方でございます。願出要旨は 議案書に記載のとおりでございます。地目変更登記のためということで、区分につ いては非農地証明になります。現地を調査したところ、何十年来となく宅地として 利用されている状況でございました。また、本人に確認したところ、平成2年頃か らとのことでございます。場所については、添付されている石神地内現地案内図 等々をご覧いただきたいというふうに思います。証明願の発行に問題ないものと調

議	長	査をしてまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
	員	調査の結果は、平成2年頃より宅地として利用しておったということで、非農地証明を発行してもよいということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。第3項の調査を報告いたします。調査には、根本委員の協力をいただいております。 申請人は、当市小幡在住の70歳農業の男性であります。申請理由ですが、地目変更登記をするための非農地証明となります。昭和55年頃より宅地として利用しており、また農地への復元が困難であると調査してまいりました。現況証明の交付相当と調査、見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、昭和55年頃より宅地として利用しており、非農地証明を交付してもよいというものでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	1番、平塚です。第4項の調査報告をいたします。この調査には、山野委員の協力をいただきました。本来であれば横山委員の管轄でございますが、今回、私が調査及び報告をいたします。 申請人は、当市蔵川在住60代の男性です。当該土地は、行方市蔵川で県道185号線から麻生東小学校を目がけ100mほど入ったところです。願出要旨は、地目変更のための非農地証明です。当該土地は、既に昭和59年に農地法第5条の申請に対し茨城県知事より許可が下りておりました。しかし、登記がなされていなかったため、再申請の形となりました。必要書類も添付されているため、非農地証明を発行するに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆さんのご審議をお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、昭和60年より宅地として利用しており、非農地証明を交付してもよいというものでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
2	2番	2番、横瀬です。この案件につきましては、風間委員の協力を得て調査してまいりました。5項について調査報告をいたします。

申請人は、当市山田に在住する男性の方です。現地を確認したところ、平成元年頃から耕作しておらず、原野化しています。農地への復元は困難と調査してまいりました。場所は、●●●●の裏手になります。非農地証明交付相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 調査の結果は、原野化しており農地に復元するのは困難であるから、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
 4 番 4番、内藤です。第6項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力の下、行ってまいりました。

申請人は、市内羽生に在住する60歳会社員の男性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、羽生郵便局から北に300mぐらい付近のところで、30年以前から耕作しておらず、現在は山林化しておりました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 調査の結果は、山林化しており農地に復元するのは困難であるということで、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第70号）

議長 議案第70号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第70号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について下記のとおり提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。

別紙のとおりということで、資料ナンバー1のほうをご覧いただきたいと思ひます。農地非農地調査結果ということで、実施内容としまして、過去の農地パトロールにおいて農地への再生が極めて難しいと判断した農地について、農地非農地の調査を各地区2班体制で7月22日から31日にかけて6日間、現地調査しました。非農地判断した土地が、麻生地区が35筆、北浦地区が42筆、玉造地区が45筆でございます。

次のページの農地非農地の判断対象リスト集計表をご覧いただきたいと思ひます。行方市の合計としまして、非農地が122筆、11万7,497㎡、うち農用地が

32筆、3万685㎡でございます。このほか、遊休農地のA分類、あるいはB分類についても調査のほうもしましたが、こちらにつきましては改めて集計して、報告のほうをしたいと思っております。

ページのほう引き続きまして、農地非農地判断対象リストというものをご覧いただきたいと思っております。麻生地区につきましては、1の1から1の35まで、北浦地区につきましては2の1から2の42まで、玉造地区につきましては3の1から3の45までということで、非農地と判断した土地の一覧となっておりますのでご確認いただきたいと思っております。

このあとの流れにつきましては、この総会において議決された後、非農地と判断された農地につきましては9月の上旬くらいに地権者のほうに非農地通知という文書を送らせていただきまして、地目変更登記のほうをしていただくよう、していただくという、そういう通知を送るようになります。委員さんのほうにももしかしたら話があるかもしれませんが、そのときはその地目変更通知を持って法務局のほうで地目変更登記のほうをしていただくように話していただければと思っております。また、この対象リストにつきましては鹿嶋法務局、それから市の税務課と農林水産課のほうにリストのほうを送って報告していきたいと思っております。よろしくお願いたします。以上です。

議 長 本議案につきましては、総会前に農地部会を開催して審議をいただいております。各地区の代表委員さんより報告をいただきたいと思っております。初めに、麻生地区を代表して山野委員よりお願いをいたします。

1 9 番 19番、山野です。麻生地区の農地非農地調査結果をご報告いたします。麻生地区については、7月21日、麻生、行方、小高地区、7月22日に籠田、矢幡地区の現地調査を行いました。調査の結果、35筆、1万2,612㎡の農地について非農地と判断をいたしました。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、玉造地区を代表して根崎委員より報告をお願いいたします。

1 4 番 14番、根崎です。玉造地区の農地非農地調査結果を報告します。玉造地区は、7月30日に玉川、手賀、玉造地区、7月31日に新原、立花地区の現地調査を行いました。調査の結果、45筆、4万4,247㎡の農地について非農地と判断しました。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。最後に、北浦地区を代表して原農地部会長代理よりお願いをいたします。

1 6 番 16番、原です。北浦地区の農地非農地調査結果をご報告いたします。北浦地区は、7月28日に武田、要地区、7月29日に津澄、要地区の現地調査を行いました。調査の結果、42筆、5万638㎡の農地について非農地と判断いたしました。お忙しいところ、皆さんには農地非農地調査にご協力いただきまして大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。以上、報告いたします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、提案の農地につきましては非農地とすることに決定いたします。

(議案第71号)

議 長 議案第71号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第71号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について下記のとおり、決定を求められたので提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会会長 清水 量。

別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が、農地中間管理権を取得する計画です。

2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。新規の設定で田が5件、11筆、1万4,137㎡、畑が2件、3筆、9,441㎡、計7件、4筆、2万3,578㎡となります。

次のページの農用地等利用権設置一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思えます。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第72号)

議 長 議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会会長 清水 量。

別紙のとおりということで、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。令和2年8月4日付で行方市長より行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案は53筆、9万4,762㎡です。詳細につきましては、次ページの一覧表でご確認いただきたいと思えます。

なお、一覧表の備考に再配分とありますが、担い手の変更となり、新たな担い手に再配分するというので、契約の周期、賃借料等の変更はございません。

議案第71号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるとい

議 全 議	<p>う手続の流れとなります。以上です。</p> <p>長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。</p>
議	<p style="text-align: center;">（報告第36号）（報告第37号）（報告第38号）（報告第39号）</p> <p>長 報告第36号 制限除外の農地の移動届の受理について、報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について、報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第39号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>まず、最初に議案書の訂正が事務局のミスでありまして、報告第36号の制限除外の農地の移動届の受理なのですが、現況証明願の後に地図等が来てしまいまして、そちらご覧いただきたいと思っております。大変失礼いたしました。</p> <p>では、報告させていただきます。</p> <p>報告第36号 制限除外農地の移動届の受理について下記のとおり報告する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。</p> <p>第1項、土地は矢幡地内の畑、全2筆、計5,150㎡のうちの3,764㎡、申請事由は、東関東自動車道水戸線工事における土砂仮置場搬出入路ということで、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間の一時転用となります。届出者は、国土交通省の外部機関となる常総国道事務所となっており、国が行う公共工事に伴う農地転用は農地法により許可不要となっているため、制限除外の農地の移動届となっております。</p> <p>続きまして、報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。</p> <p>こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった一覧になります。1項から4項までですので、ご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について下記のとおり報告する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。</p> <p>こちらは、相続により所有権を取得された方の届出の一覧になります。1項から第4項までですので、こちらもご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、報告第39号 農業委員活動状況について下記のとおり報告する。令和2年8月26日提出、行方市農業委員会 清水 量。</p> <p>こちらは、7月に提出いただきました農業委員さんの活動記録を集計したのになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。</p>
議	<p>長 それでは、報告案件について質疑を認めます。ご異議ございませんか。</p>

全
議
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時45分

議 長 本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これで第8回総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。